ＫＳ１－３－50	福岡空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ１－４－30	福岡空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ１－４－50	福岡空港事務所	８時から19時30分まで
（略）		
ＫＳ４－２－80	鹿児島空港事務所	８時30分から20時まで
（略）		
ＫＳ４－８－80	鹿児島空港事務所	８時30分から20時まで
ＫＳ５－１－30	福岡空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ５－１－50	福岡空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ５－２－30	福岡空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ５－２－50	福岡空港事務所	８時から19時30分まで
（略）		
ＫＳ14－１	福岡空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ14－２	福岡空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ14－３	福岡空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ14－４	福岡空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ14－５	福岡空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ14－６	福岡空港事務所	８時から19時30分まで
（略）		

ＫＳ１－３－50	熊本空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ１－４－30	熊本空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ１－４－50	熊本空港事務所	８時から19時30分まで
（略）		
ＫＳ４－２－80	鹿児島空港事務所	８時30分から20時まで
ＫＳ５－１－30	熊本空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ５－１－50	熊本空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ５－２－30	熊本空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ５－２－50	熊本空港事務所	８時から19時30分まで
（略）		
ＫＳ４－８－80	鹿児島空港事務所	８時30分から20時まで
（略）		
ＫＳ14－１	長崎空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ14－２	長崎空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ14－３	長崎空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ14－４	長崎空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ14－５	長崎空港事務所	８時から19時30分まで
ＫＳ14－６	長崎空港事務所	８時から19時30分まで
（略）		

附　則

この告示は、令和七年十二月一日から施行する。

○国土交通省告示第九百八十二号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

令和七年十月三十日

国土交通大臣　金子　恭之